



私たちは、就労機会拡大と居住・生活の安定により、野宿生活をしなくてもよい社会の形成をめざします。

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋1-5-4

Tel: 06-6630-6060 Fax: 06-6630-6777

E-mail: npokama@npokama.org URL: <http://www.npokama.org>

社会参加機会の確保こそ、ホームレス支援の切り札

野宿・野垂れ死にを押しつける構造を、超えていくとき

毎年1月に行われている概数調査の結果推移を見ると、ホームレス状態にある方の数は年々減少しています。2010年には13,124人が今年1月では、7,508人になっています。

この結果は、ホームレスの自立の支援に関する特別措置法が一定の成果をおさめていると見ることができます。この法によって、自立支援センターへ、また生活保護へ、路上からステップを上がっていく人が居続けるから、路上で目視される数字の減少が続いているといえます。

しかし、釜ヶ崎から、国の施策を見上げてみますと、バブル崩壊後、路上へ押し出された日雇労働者が約20年の間に高齢化し、ホームレス対策の枠から他施策での対応に代わっていく、もしくは、残念ながら、他界されていくということがあり、そのこともホームレス数の減少には大きな係りがあるだろうと感じます。



今年4月以後も、毎日400人前後の方が利用する今宮シェルター

特別清掃事業で働く輪番の労働者が、70歳前後になって、シェルターで泊まり、あるいは、テントを張っている…ある日、仕事仲間が、スタッフに「あいつ、急に倒れて、救急車で運ばれた」と知らせにくる。数日後に訃報が届く。ホームレス数は減少しても、野宿・野垂れ死の構造がそのまま残っていて、今もスクラップにされる人たちが途切れない。いたたまれない。それが、正直な現場の感覚です。

野宿・野垂れ死にの構造を残したまま、ただ時間の過ぎるのを待つことはできません。

野宿・野垂れ死にの構造をかえるために、制度の柔軟な運用や、施策の変更を求めていしましょう。これまでのあいりん対策やホームレス自立支援法に基づく施策の経験から学び、人々の自助と共助が活かされる新しい社会を作る活動を、かたちにしましょう。

今年度は、次の3点を課題として、活動を拡げていきます。

- (1) ホームレス状態にある方への対策及び釜ヶ崎対策が、法のはざまに取り残されてしまわないよう、積極的に提言を行います。
- (2) 西成のまちづくりの中に、ホームレス状態・生活困窮状態にある当事者の参加機会を作ります。
- (3) 若年の日雇労働者・住居喪失不安定就労者の相談支援・就労支援に力を注ぎます。

ホームレス自立支援法、生活困窮者自立支援法、生活保護法の隙間をうめる

大阪という地域性のもと、生活保護の受給を望むか望まないかで、ざっと区別をした場合、見えてくる法制度の整備と不備とを表にまとめてみました。(次ページを参照してください。)

まず生活保護受給を望まない方の場合ですが、仕事が先か住まいが先かということが問題になる時代ではもうないでしょう。生活保護の一手手前で、一般の就労から排除されてしまう人々を、どのように地域の中で社会的に包摂していくかが課題です。当事者の思いや尊厳という点も固いですが、働き人としての意識や「国の世話になるのは申し訳ない」という自立への志向を基本において、育んでいく、施策が求められています。

生活困窮者自立支援法に期待され、しかし現状では欠けている施策が黄マーカーの部分です。生活困窮者自立支援法は、いわゆる稼働層もしくはニートやひきこもりの方など稼働層であるべきと国が考えている人たちを主な対象としているわけですが、高齢ではあるが稼働している人、もしくは稼働しようとしている人を、生活保護の手前で、社会参加の機会を作り、地域での生活を可能にする仕組みを作ることは、この法の理念とたがいません。東京都の地域生活移行支援事業の経験から学ぶことも、ありでしょう。住まいが確保されたとしても現状の輪番労働では、生活保護の給付水準には届きませんので、輪番労働に加えて、就労準備支援事業を一定の賃金や訓練手当を支払えるものに制度変更し、年金受給等の状況に応じて、それぞれの方に合った就労プランの組み立てができるようにすべきです。

(表1) 生活保護受給を望まない方の場合

社会的包摂の形態	住む	はたらく			くらす
	ハウジング	都市雑業 建築日雇	社会的就労1 (すでにある)	社会的就労2 (これから)	居場所・つながり
制度・仕組	東京都の地域生活移行支援事業から学んだ 大阪型施策 生活困窮者住居確保給付金の地域の実情に 即した柔軟な運用 高齢者居住支援給付金 (地域善隣事業)	廃品回収等 ビッグイシューなど	輪番労働 給付付き訓練	就労準備支援事業の拡充 社会的自立のための訓練	あいりん日雇労働者等自立支援事業 居場所支援 (シェルター)
事業	サポーターハウス等の活用 借り上げアパート等		特別清掃① 環境整備事業 地域密着型就労自立支援②	平成26年度はモデル事業	新シェルター (昼間の居場所利用) 日雇労働者就労支援センター (禁酒 の館) 各相談室 まちづくり/イ ベント
根拠 (法・施策)	生活困窮者自立支援法	自助 民間	① 府、市持ち出し (単費) ② セーフティネット対策	生活困窮者自立支援法	セーフティネット支援対策等事業

(表2) 生活保護受給を望む方の場合

社会的包摂の形態	住む	はたらく			くらす
	ハウジング	一般就職	社会的就労		居場所・つながり
制度・仕組	生活保護		就労準備支援事業の拡充		西成区単身高齢生活保護受給者の社 会的つながりづくり事業等
事業	サポーターハウス等の活用	ハローワーク 生活保護受給者等就労自立促 進事業①	平成26年度はモデル事業		ひと花センター 各相談室 まちづくり/イベント
根拠 (法・施策)	生活保護法	自助 ① 雇用安定局 事業費はセ ーフティネット支援対策 等事業	生活困窮者自立支援法 (△)	生活保護法 (△)	セーフティネット支援対策等事業

釜ヶ崎をはじめとするかつての寄せ場は、日雇労働者を使い捨てる仕組みが過酷に働く場所ですが、別の観点からは、知的障がいを持つ方、刑務所を出所された方、差別を受けている方、教育の機会をえられなかった方を、吸収し、仕事によって、再生し、社会参加させる力を持っていました。その寄せ場機能



あいりん地域内及びその周辺環境美化に関する作業（剪定作業）のようす

が整理されようとする中、代替して受け皿となる機能はまだ日本の社会に確立されていません。生活困窮者自立支援法が向きあうことになるのは、ニートやひきこもり状態の方だけでなく、そうした方たちが多数含まれていることから、就労準備支援事業をはじめとする社会的就労の拡充が必要なのです。

また緑マーカーの部分は、セーフティネット支援対策等事業の社会的包摂・絆再生事業によって緊急雇用創出臨時特例基金を活用して実施されていますが、セーフティネット対策というくくりでは、平成26年度で終了するか、それとも延長するか、まだわからない状態です。社会的包摂・絆再生事業は、地域密着型就労自立支援をはじめ、先進的な事業の基盤を確保してきたものですので、生活困窮者自立支援法に移行する際に、縛りがかかり、内容が薄まってしまうことがあってはなりません。ホームレス状態にある方が10人～20人程度の少数にとどまる地域では、生活困窮者自立支援法の相談支援を丁寧に実施することで、ホームレス状態への対策は進むでしょう。しかし、ホームレス状態にある方が多数になる都市においては、国策の歴史的推移が大きく関係する問題でもあり、地方で包摂できなかった困窮者を都市で受けとめざるをえない構造があるので、シェルターを始めとする事業の運用のため、セーフティネット支援対策等事業またはそれに類似した事業を残し、国負担10分の10で取り組んでいく必要があると考えます。

次に生活保護受給を望む方の場合、区役所がハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業の成果はあがっておりますが、生活保護を受け稼働層とみなされる方たちのうち、一般就職へなかなか進めない方たちがいます。その方たちの孤立、孤立から生じる疾病の問題が、仕事か福祉かという線引きの建前によって隠れたところで生じ、社会に深い傷を残そうとしています。この問題に真摯に取り組もうとするならば、就労準備支援事業の基盤を生活困窮者自立支援法と生活保護法との棲み分け

議論を超えて、生活保護法の中に社会参加の仕組みを作り、生活困窮者自立支援法が受け皿となる、当事者の主体的参加を通して、孤立を防ぎ、地域社会の活性化を図り、結果として医療扶助等の経費を減らしていく試みが必要ではないでしょうか。

そのように考えていくと、表（１）生活保護受給を望まない方の場合と表（２）生活保護受給を望む方との場合、現在ほどの落差は生じず、その人それぞれに応じた寄り添い型の援助もなだらかに実行することができるでしょう。結果としては、生活保護を含むセーフティネットのための経費全体の削減につながっていくことでしょう。

また表（１）と同様緑マーカー部分は、セーフティネット支援対策等事業、またはそれを継承した事業によって、維持していかなければなりません。

西成特区構想と当事者の参加

西成特区構想に基づき、今年度はさまざまな施策が始まりました。

不法投棄の監視のための巡回等を行う環境整備事業が４月から始まり、輪番労働者の仕事が増えたことは、一歩前進といえるでしょう。

特区構想は、長期的な視点を持ち、西成区、特に釜ヶ崎（あいりん地域）を子育て世代が住みやすい安全な街にしていこうということが大目標ですから、野宿生活者、日雇労働者、生活保護受給者は、どうしても脇役的な存在であり、構想の中では、物語の始めの方に出てきて、後半は登場しないようにキャストされているかと思っています。

たしかに、輪番労働者やシェルター利用者の平均年齢が上がり、生活保護受給者の高齢化も進んでいます。ただし、高齢化が進んでいるからといって、時間が解決する部分が大きいという風に考えると、ジェントリフィケーションがはらむ矛盾がありますが、文化的かつおしゃれで入りやすい街に変化していくなかで、地価が高騰し、富裕層しか住めない街に変容する可能性もあります。



こども運動会に参加するひと花利用者。世代を越えたつながりがまちを活性化する。奥に見えるのが今宮シェルターです。

逆により時間の解決の進行がまちづくりの進行より早く進み、ゴーストタウン化して、外資に土地や資源が買いたたかれる結果になる可能性もあるわけです。それゆえ、本来の子育て世代が住みやすい安全な街をめざすためには、野宿生活者、日雇労働者、生活保護受給者の社会的包摂をしっかりと行い、その経験を次世代に残してい

く必要があると考えます。

そのためには、野宿生活者、日雇労働者、生活保護受給者の生き方や願いが、まちづくりの施策に活かされなければなりません。

釜ヶ崎支援機構は、社会的就労や居場所づくりにおいて、当事者の社会参加とアピールの機会の拡充に努めます。

若年の日雇労働者、住居喪失不安定就労者支援は、今後の社会の礎を築く重要な責務

昨年度よりスタートした55歳以下の日雇労働者のために作られた地域密着型就労自立支援は、講習・訓練期間中に、低廉なアパートへの入居支援を行い、就職支援を受けていただいて、次の生活につないでいく仕組みです。同時に小学校の通学路見守りやプランターの植え替えなど、地域に貢献する業務も行います。相談後すぐに参加が可能ですので、疾病等が少なく、より就労に近い層については、自己有用感の低下が少ないうちに、働くリズムを取り戻していくことが可能です。また、訓練の手当を受け、家賃を自分で支払い、生活費もまかなっていくことから、若年の方の支援には特に鍵となるプライバシーが確保できますし、援助や生活保護への滞留を最小限にすることにもつながっています。釜ヶ崎支援機構としても訓練終了される方を積極的に雇用し、就業機会の確保に取り組んでいます。

講習・訓練を通して、作業の様子・人とのかわり方・生活状況等を見て、必要な方には、生活保護や障がい福祉の活用を進めていきます。特に若年の方は、作業等をしてもらいながら、相談へつなげていく進め方が、本人の自己イメージや要望にもなじみやすいという利点があります。経費の面からも、すぐに生活保護を受ける場合に比して、効果が高いと考えています。



地域密着型就労自立支援の様子
(にしなりジャガピー花の会の一環として植栽の植え替え作業)

東日本大震災の復興工事や東京オリンピックの需要などで、建設の現場では、技能をもった若年者が不足しています。不足してしまった理由は、国の施策・建設業界の仕組みが、寄せ場の機能をなくしていくようにこれまで動いてきて、携帯電話等を使って若者たちを集め、寄せ場の日雇労働者よりもいっそう安価な労働力として社会保障から排除されている状態においておくことを容認してしまった経緯があります。

そのように使われてきた若年の労働者が、ホームレス状態・生活困窮状態となっているわけですから、彼らを応援していく仕組みが施策として、必須です。ただし、いきなり高い技能を獲得する訓練を受けるということは現実的に無理ですから、はじめの入り口として地域密着型就労自立支援を活用し、継続的な雇用につなげ、相談できる関係を維持していく中で、次の段階で、技能訓練を受けていくステップアップ方式が有効でしょう。

地域のNPO法人や西成労働福祉センター等の取組みを、実状に即してシームレスなものにしていくことで、ホームレス状態にある方への支援策とこれからの建設業界における人材の確保策とを、国・府・市が一体となって、充実していくことが、今必要です。

当機構は、今年度からスタートした生活困窮者自立支援モデル事業の就労準備支援もあわせて、地域密着型就労自立支援等を通じ、講習・訓練の機会作り、仕事へ向かう環境の醸成、地域の活性化を図り、仕事から排除されてしまっている若年のホームレス状態にある方・生活困窮状態にある方にもっとも近い相談窓口として、社会的な使命を果たしていきたいと考えます。

今後も当機構の活動にかかわらぬ御配慮と御支援とを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

あたらしいロゴにつきて

今号より表紙に使用するロゴマークが変わりました。

マークのコンセプトは、「支援の灯火（ともしび）」。

脱ホームレスへの灯火、就労機会への灯火、生命の安定への灯火、居住への灯火、自立への灯火、命の灯火…灯火のある所には、人が集まり、それを囲むように人々が集まり、人の輪ができる。そのような思いが込められています。

釜ヶ崎支援機構、この1年（2013年4月～）

2013年4月

地域密着型就労自立支援事業始まる

1年間で47人の方が参加し、21人がアパートや簡易宿所にて住所地を確保し、23人が常用就職に、13人が期間就職に就くことができました。（写真は、社会人基礎講習・グループワークのようす）



7月

西成区単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業（ひと花プロジェクト）始まる
（写真は、ひと花カフェのようす）



8月

解体される萩之茶屋シェルター

昼間の居場所機能をあわせ持つ新シェルター建設のため、一旦解体されることになりました。早期の開設が望まれています。

9月

特掃健康診断

大阪府済生会の協力をいただきまして、812人の方が健康診断を受けることができました。今年度は、9月の済生会の健康診断に加え、西成区と連携して8月に集中的な結核健診を予定しています。



12月

今回が最後となるか南港の臨時宿泊所

平成26年度からは、釜ヶ崎地域内での実施が打ち出されている越年時対策。南港では、これが最後かもしれません。南港臨時宿泊所の利用が356人、相談により65歳以上の高齢等の理由でケアセンター利用が115人でした。（写真は南港行きのバス）

	2014年1月 社会的就労地域内清掃のメニューを増強 清掃に加えて、自転車整理、側溝清掃、除草などを実施し、通学路の確保や衛生・安全の向上を通じてより地域に貢献するものになっています。(写真は国道43号線の自転車整理)
1月 就労準備支援事業始まる 生活困窮者自立支援モデル事業の就労準備支援事業を受託しました。生活のリズムを整え、社会参加能力を高めていく支援を行います。(写真は、工芸品制作と動画編集作業のようす)	
	3月 ひと花シンポジウム 『みんなに会いに来ています』 半年を経て、ひと花プロジェクトの取組みを報告するシンポジウムを開催しました。地域で居場所支援を行う諸団体の活動紹介や、北九州ホームレス支援機構の鈴木しもんさんの講演もあり90人の来場がありました。 (写真はひと花笑劇団『人生双六』)
	4月 特別清掃登録 今年度登録は1272人からスタートしました。不法投棄の巡回・啓発を行うあいりん地域環境整備事業もはじまりました。萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社が実施しています。ホームレス状態からの脱出をしっかりと後押しするには、いっそうの社会的就労の拡大が必要です。 (写真は市有地での草刈り作業のようす)
	4月 「上徳谷農地再生リーダー育成事業」始まる 雁多尾畑土と緑の谷未来農園をお借りして、ホームレス状態にある方、若年無業者の方の農業体験による就労機会作りをめざします。

2013 年度 就労事業部報告

2013 年度も前年度と同じ事業規模で、輪番登録労働者1410人（9月末現在）を対象に大阪府・大阪市からの受託事業を実施しました。

ただ 2013 年度からの大阪市は、1 億円を超える事業は全て公募にするとの方針の下、あいりん関連の4事業を一つにまとめた「あいりん高齢日雇労働者等自立支援事業」の中の一事業「高齢日雇労働者社会的就労支援」と位置付けられ、企画提案型の公募型企画プロポーザル方式の選考を経て、支援機構が受託することになりました。

事業規模と内容（支援機構受託分の日々雇用人数）

大阪府「高齢日雇労働者就労自立支援事業」

		輪番登録労働者	指導員	
地域外	府 A 班	26 人	4 人	府下の施設・管理地の除草等作業
	府 B 班	19 人	3 人	
	府 C 班	19 人	3 人	
環境整備	センターガードマン	26 人	3 人	週 3 日の連続就労
	計	90 人	13 人	

大阪市「あいりん日雇労働者等自立支援事業—高齢日雇労働者社会的就労支援」

		輪番登録労働者	指導員	
地域内	生活道路班	60 人	6 人	休日明けは 11 人増員
地域外	区班	27 人	4 人	各区作業
	市有地班	11 人	2 人	市有地の除草等作業
	保育 A 班	7 人	2 人	保育所の塗装等 営繕作業
	保育 B 班	7 人	2 人	
	計	112 人（123 人）	16 人	

府市合わせて 202 人（休日明けは 213 人）の輪番登録労働者を支援機構が日々雇い入れ、就労機会を提供してきました。

作業内容は除草・清掃・樹木選定・塗装補修などで、現場の遠近を問わず作業内容が異なろうとも「手取り額 5,700 円」（弁当控除 400 円）に統一されており、保険料は本人負担分を含めてその全額を事業費から雇用主が負担して納めています。

この事業は、高齢日雇労働者の社会的自立を図るために、就労機会の提供のみならず、健康で働き続け、就労意欲の継続を支えることを目的にした公共施策であるため、登録者全体の公平さと平等さが何より大切になります。地域内生活道路清掃を除き同じ弁当を食べてもらって賃金から控除するのも、健康と公平という観点から大切だと考

えています。

2013年度の大きな特徴は先に述べたように、大阪市の契約形態が前年度までの随意契約から企画提案型の公募型企画プロポーザル方式に変化したことです。



あいりん地域内の自転車整理

市の作業人数が事業目的に照らして適正かつ有効に使われているか、企画提案の打診は非公式ながらそれまでもありましたが、今回は公募書類の企画書でそれを明確にしました。

特に地域内生活道路清掃において、「あいりん地域とその周辺環境美化」

のために新たに何が出来るかの企画提案を求められました。

そのため、作業範囲の見直しとコースの改変を現場指導員が積極的に話し合い、あいりん地域とその周辺のゴミの減量化に努め、環境美化として歩道の除草や、道路に乱雑に置かれて緊急車両の妨害にもなりかねない自転車の整理整頓の作業も新たに始めました。（写真参照）

また、作業時間実動5時間の徹底の指示が大阪市からあり、時間が次のように変わりました。

市地域内作業時間：9時5分～15時5分（昼1時間休憩）

府市地域外作業時間：9時15分～15時15分（昼1時間休憩）

これらの変更点もあって、2013年度の年度当初は輪番労働者のみならず現場指導員にも混乱が見受けられました。

また、11月からは環境事業局の収集車による早朝の不法投棄ゴミの回収作業も始まり、環境美化の動きは目まぐるしく変わろうとしています。

このような様々な状況変化に対応しながら、たえず話し合いの場をもち、地域内生活道路清掃の担当指導員の努力は今も続いています。



あいりん地域内の除草作業

（福田佳昭）

2013年度 居場所支援（シェルター）報告

2013年から14年のこの時期、今宮シェルター開設後14年を経て、シェルターをはじめとする緊急一時宿泊を支援する施策が、大きく動こうとしている。

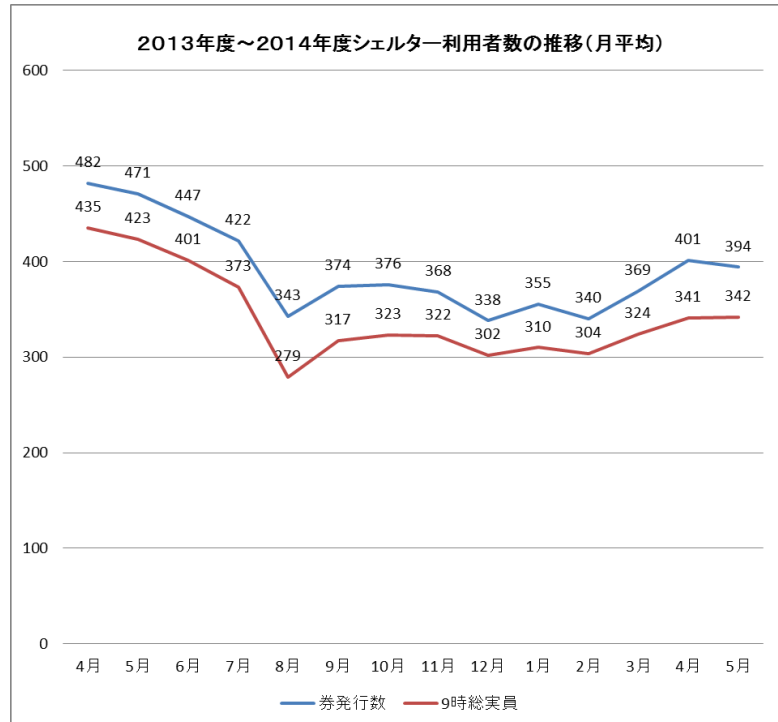
今宮シェルターが老朽化し、使用に耐えない状況を迎えているということもあり、萩之茶屋シェルターを、建替えのために、一時閉所することとなった。

下にこの1年あまりのシェルター利用者数の推移を載せる。

萩之茶屋シェルターが一時的閉所となったのは2013年の7月31日、その8月には、約100名程度の減少があった。今宮シェルターだけとなると、当然ベッドの使用状況は過密となる。片側に窓がなく通気性が悪いこともあって、過密と暑さをさけて、路上で過ごすことを選んだ人が多かったと思われる。

大阪市が建替えをする、そして、空調等の設置や昼間の居場所としての利用も計画しているとの内容が、釜ヶ崎の労働者には周知されていたので、その期間は静かに待とうという思いをもつ方も多かったのではないかと。

その一月後には、約30人の利用が増え、若干の変動はあっても整理券の配布が380程度、9時総実員が330程度で推移していたが、3月以後微増傾向にある。



特掃労働者のシェルター利用1年以上の割合は4分の3

昨年10月ヘルスサポート大阪と協働で実施した「結核に関する聞き取り調査」(この7月公開予定)を一部先取りして、お伝えすると、特掃労働者727人にシェルターの利用頻度と期間を尋ねたところ、シェルターを利用していると回答した方は、371人で51%がシェルターを利用している。これは特掃とシェルターを活用して生活保護を利用しない選択をしている者が少なく見積もって371人いるということである。アンケートは、輪番に登録している労働者全てから聞き取りできたわけではないので、実際数はもっと多いだろう(当時の輪番登録者数は1410人)。37

1人のうち、1年以上シェルターを利用しているとの回答が、76.9%であった。また5年以上という回答は37.5%であった。「ほぼ毎日利用している」と回答した人は、161人であった(43.4%)。収入があった時は、簡易宿所に泊まり、お金がなくなったら、シェルターを利用する方も一定数いるということがわかる。

シェルターをなくせば、ホームレス状態に滞留している層が「根をあげて」生活保護等に吸収されるという見方をする人もいるかもしれないが、当事者の意向抜きには、ホームレス問題は解決へ向かわない。社会的就労を拡充し、シェルターの相談機能・居場所機能を向上させて、仕事への意欲や仲間の助け合いを維持したまま、畳の上へと進んでいける施策の重要性が、増していると思う。

実状にあった機能的なシェルターの設置を

また、特掃に登録せず、シェルターを利用する主に55歳以下の人たちについては、結核検診の必要性も含め、健康の維持に関する関心が低いということもわかっている。特掃の労働者であれば、現場作業の前後で、健康や安全について、繰り返し話を聴くということがあり、みずから、血圧測定を継続したり、服薬や治療について、相談するという雰囲気が作られてきている。こうしたノリを作っていくことが、シェルターにも求められているのだが、ひとつには、今宮シェルターには、空きスペースというものが建築デザイン上まったくない。シェルターでの相談会も、管理棟の事務所を間借りして行っているような次第で、



今宮シェルターでの夜間相談

利用者が集まって、仕事や健康についていろいろな情報を得ることができたり、勉強会ができたりする場所が必要である。ふたつめとして、シェルターは日中の疲れを和らげてもらい、翌日未明からのアルミ缶集めや仕事探しに備えて、休んでもらうためのものであるから、夜間の開所ということで、一定の限界がある。そのためにも、昼間の居場所利用も可能なシェルターが必要であろう。

現場の感覚で書いて、明確なデータがないので、申し訳ないのだが、特掃の労働者でもなく、55歳以下の若い方でもない人、たとえば、杖をついて、やってくるような高齢者が増えているという印象がある。これらの方への対応をしやすいするためにもシェルター機能の拡充が早期に求められている。

シェルターは自立への足がかり

国全体の流れとしては、2015年度から生活困窮者自立支援法が施行されるというところがあり、全国のシェルターが生活困窮者自立支援法の緊急一時支援事業の中に取り込まれようとしていることがある。全国にあるシェルターは釜ヶ崎のシェルターと比べると小規模のものが多く、1月ぐらいの宿泊期間の間に聞き取りをして、自立支援センターや生活保護等次の施策へとつなげていくものが多い。この春には調査会社が、全国のシェルターの実施状況を調査し、厚労省に報告しているが、表面だけを見ると釜ヶ崎のシェルターは、1日だけしか泊めていなければ、次につながる支援はしづらだろうと、特例扱いされているような、ある意味風当たりの強い状況にある。しかし、それは、とりあえず、建物の中に入ってもらって、相談員と一対一でやりとりするなかで、支援していくという、ある意味古い概念で、自立の支援を考えてしまうことからおこる偏りであろう。生活困窮者自立支援法がめざしている理念の一つに「面での支援」ということがあり、まちぐるみで多方向的なつながりづくりと支援で、社会をつくっていかうということがある。釜ヶ崎というまちで、シェルターは特掃等の社会的就労やその他地域の社会的資源と連携し、面での支援を実現していく基礎であることを忘れずに、施策を実施していただきたい、というのが率直な思いである。

忘れてはならないことは、シェルターは、釜ヶ崎の労働者がかちとってきたものだということだ。センター開放や大テントを自主的に管理してきたことの延長にシェルターがあり、今もって、多くの釜ヶ崎労働者や同じ生活困窮に苦しむ仲間たちがシェルターをあしがかりにして、希望を失わず、働いて自活することを望んでいる。その願いを基本において当事者のエンパワメントを助けようとすることは生活困窮者自立支援法の理念のまんなかに位置づくはずである。

それともうひとつ、生活困窮者自立支援法は、全国的な施策となるため、大都市に集中するホームレス問題に対応しきれない部分がある。今年度いっぱいまで、緊急雇用臨時特例基金の活用により、10分の10国庫負担だったものが、すべて、生活困窮者自立支援法での実施ということになると、国の負担が3分の2になってしまう。基金の仕組みは一定残し、ホームレス自立支援法と生活困窮者自立支援法の両方を総合して、地域の実情に応じた柔軟な施策を行うようにすべきだろう。

政策立案や行政に携わることのできる方には、ぜひ、そのことを基軸に釜ヶ崎の対策を作り出してほしいと願う。

2013年度 お仕事支援部の活動報告

2013年度のお仕事支援部の活動において、4月からスタートした地域密着型就労自立支援事業（以下「地域密着」という。）の影響（効果）が大きかったので、その活動状況と合わせて報告する。この事業は、「原則として55歳未満の日雇労働者に対し、適職分野での就職に結びつくように、能力、技術を獲得できる講習を開催し、訓練と密接に連携を図り、自立に向けた支援を行う。あわせて地域貢献に資することにより、地域住民の理解と協力を得られるよう努める。」（大阪市の募集要項より）というものである。

具体的には、自転車リサイクル・ビルクリーニング・園芸作業の3コースで実施している。手当及び賃金は日払いで、月9万円位である。参加者にとってより良い方向性を見つけるために、お仕事支援部や相談支援部とも連携をとりながら、事業をすすめていった。

1. 実績概要(2013年4月1日～2014年3月31日)

	2013年度		2012年度	対前年比
新規登録人数	168名	37 22%	157名	11名
新規登録者平均年齢	45.0歳	47.0歳	43.6歳	1.4歳
相談件数	621件	193 31%	724件	-103件
相談実人数	436名	47 11%	500名	-64名
常用就職実績	46名	18 39%	62名	-16名
常用就職者平均年齢	46.0歳	46.9歳	44.4歳	1.6歳

上の表は、2013年度のお仕事支援部の実績概要である。2013年度の全体の数字が左側の太字の数字で、その右側の数字は、地域密着に参加された47名（内新規登録者37名）の実績と割合である。新規登録人数は168名で前年の157名より11名の増加。内地域密着が37名（22%）であった。相談件数は621件で前年より103件の減少。これは、生活保護受給者の相談が減少した影響が大きいと考えるが、内地域密着が193件（31%）であったので、地域密着がなければ、大幅な減少になっていた。常用就職は46名で前年より16名の減少。これも、生活保護受給者の就職実績が前年の34名から16名に減少した影響が大きい、内地域密着は18名（39%）であった。

全体のデータ数が、大きくないので、利用者の動きや、一つの事業の受託が全体の数字に大きく影響する。利用者にとって、魅力のある事業展開が必要である。

右の表は、地域密着の実績と就職実績以外の支援内容の一覧である。社会人として最低限必要な住民票の設定や携帯電話の取得、銀行口座の取得、及び就職活動能力の養成等、基礎的な力がつくようなサポートを心掛けた。たとえ就職につながなくても、自力での就職活動が可能になるし、就職活動へのモチベーションも上がると考えているためだ。

目に見える実績だけではなく、利用者が今後生きていくために必要な、人間力を高めるようなサポートが必要だと考える。今年度は、利用者の資

2013年度 地域密着の実績及び主な支援状況

項 目	実 績	備 考
参加人数	47名	目標は45名 自転車17名、ビルクリ16名、園芸14名
平均年齢	48歳	自転車43歳、ビルクリ50歳、園芸51歳
住居確保者	21名	事業参加者全員が、野宿及びシェルター利用等から移行。内アパート入居者及び簡宿利用で住所設定をした人数。
延べ常用就職者	26名	清掃9名、特掃指導員7名、製造5名、警備2名、公園内作業1名、倉庫作業1名、飲食1名
実常用就職者	23名	
就労体験実参加者	13名	事業終了後の公園及び花屋「ボン」の就労体験参加人数。
生保移行者	4名	相談支援部による生保申請支援2名
住民票設定支援	17名	アパート13名、簡宿4名
携帯電話取得支援	8名	
銀行口座取得支援	7名	
生活支援	8名	金銭管理8名、服薬管理1名
障がい者手帳等取得支援	1名	
国民年金免除申請支援	1名	

格等の取得にも力を入れていきたい。また、行政への報告にも工夫が必要だと考えている。

次は、地域密着の取組みのひとつである、地域貢献活動について報告する。

2. 地域密着型就労自立支援事業の地域貢献活動の取組み（訓練事業）

- ① 萩之茶屋小学校と今宮小学校の登校見守り活動
- ② 地域内設置の花プランター植栽維持管理
- ③ 地域内の老人憩いの家や社会福祉会館等施設での清掃及び園芸作業
- ④ 萩之茶屋小学校の壁掛けプランターの植栽維持管理
- ⑤ 今宮小学校の花壇の植栽維持管理と除草作業
- ⑥ 萩之茶屋小学校と今宮小学校の体育館の清掃及びワックス掛け
- ⑦ 萩之茶屋小学校の西側南海電車高架下の落書き消し作業
- ⑧ 今宮小学校のガラス磨き
- ⑨ 萩之茶屋小学校の社会見学（自転車リサイクル）
- ⑩ 門松作製（ひと花事業との合同作業）



上記が主な地域貢献活動であるが、①の登校見守活動において、1年間無事に継続できたことで、ある一定の評価は得られたと思う。その甲斐もあり、⑤、⑥、⑦、⑧の依頼を小学校からいただき実施した、参加者にとっても、良い訓練の機会になった。また、今年度は、自転車リサイクルの簡単な作業を、子供達の職業及び社会体験として実施できないかという声もいただいている。今年度も、こういう地域からの声を大事にし、できる限り応えられるようにしていきたい。こういう活動を通じて、地域とのつながりがひろがり、また、地域からの要望にこたえることが、参加者の自己有用感の醸成につながればと考える。

（参加者の声を一部紹介）

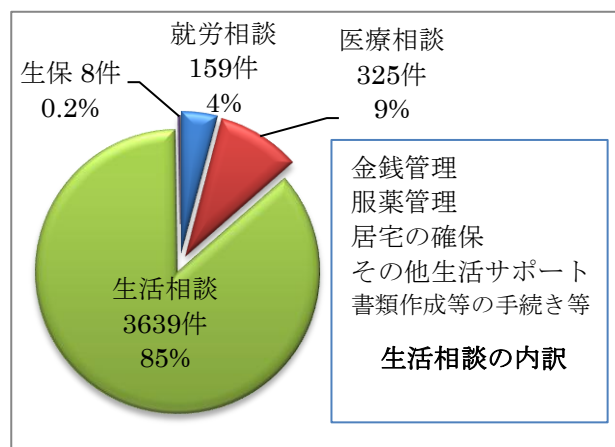
- ・登校見守り活動は、今までにない位新鮮だった。あいさつが、より身についた。
- ・清掃職希望なので、体育館のような広い場所も経験できて良かった。
- ・事業に参加して、職種転換をするきっかけになり、自分自身は良かった。
- ・プランターの花が気になるようになった。たばこのポイ捨てをしなくなった。
- ・ハローワークに行くのがイヤだったが、徐々に慣れて、すすんで行くようになった。
- ・「どうでもいいや」という気持ちが、仕事をするのが当たり前というようになった。

以上（米須稔）

2013年度 相談支援事業部報告

相談支援事業部では、健康面のサポートをはじめ居宅確保、就労自立を助ける様々なプログラムを提供しています。この1年を振り返りますと、新規相談者数は減少傾向にありますが、一通りの社会資源を利用してきた方の再相談が増えており、再度支援に関わる場合はひと工夫必要となってきました。またシェルター相談では高齢化による認知症や体力の衰えが多くみられ、その原因としてアルコール問題や食生活、生活リズムを崩している方や債務問題を抱え精神的なストレスを抱えている方も多くみられます。昨年からは、これまでの支援内容に加えて他機関との連携を強化して薬物依存症リハビリ施設や生活訓練施設等の連携強化を目指してきました。その結果、当機構では困難なケースも次の受け入れ先が見つかり施設を出た後も次のステップへスムーズに移行できるようになりました。

	就労相談			医療相談		生活	実相談	新規	実相談
	相談	内職	就職	医療	専門	保護	件数	相談者	人数
4月	10	0	2	0	25	0	335	2	39
5月	12	0	3	0	22	1	346	3	37
6月	6	0	0	1	23	0	279	3	37
7月	12	0	2	1	25	0	354	14	43
8月	11	0	1	2	24	1	280	4	35
9月	16	2	1	2	22	0	305	7	39
10月	18	1	2	1	18	1	295	11	42
11月	6	0	3	3	29	1	270	6	38
12月	8	0	2	6	24	2	326	6	39
1月	16	1	2	0	26	0	351	8	47
2月	9	1	2	0	42	1	313	10	43
3月	7	1	2	1	28	1	344	5	39
計	131	6	22	17	308	8	3798	79	126
平均	13	0.5	1.8	1.4	26	0.7	316.5	6.6	39.8



※ 2013年度 南事務所 相談件数

2013年度からは「地域密着型就労自立支援」を活用し、住居の確保と一般就労や居宅保護+就労へ繋ぐ支援をおこなっています。体力に自信がない方はこれまで通り内職作業を提供しています。

また昨年頃から就労継続支援事業所の増加で、これまで就労が困難であった方も、一定の条件を満たせば比較的簡単に仕事に就くことが可能になりました。事業所が増えることは良い面ばかりではなく、助成金目的に利用者を食い物にする事業所も存在します。これからは利用者が安心して通所できる事業所の見極めも必要となります。

	2013年度 相談支援事業部 北事務所 相談件数					
	居場所支援	生活保護支援	就労支援	住居支援	施設等入所支援	福祉事務所等との連携による支援
相談件数	2	78	41	50	16	39
実人数	2	46	25	29	10	25
	健康・保健支援	親族・地域との交流支援	他法活用による支援	責務相談など その他支援	相談のみ	計
相談件数	452	5	2	33	71	789
実人数	293	4	2	26	49	511
相談件数				実人数		
789				380		

《日常の主な業務》

① 相談受付

シェルター相談や直接来所された方から聞き取りをおこない自立支援プランを作成し、相談者それぞれの実情に即したサポートをおこなっています。

② 金銭管理

給料や生活保護費を受け取っても金銭面のサポートが難しい人は金銭の管理を援助していき生活リズムが崩れている人は日々の通所と面談でリズムを取り戻す取り組みをしています。

③ 各種手帳取得、障害年金受給手続きのサポート

精神の疾患や障害、知的障害の可能性がある場合は、手帳の取得手続きのサポートをおこないます。手帳を取得することで就労継続支援事業所、就労移行支援事業所などを利用し就労の幅を広げていくことができ、障害年金受給が可能な場合は、就労+障害年金で生活保護からの脱却にも繋がります。

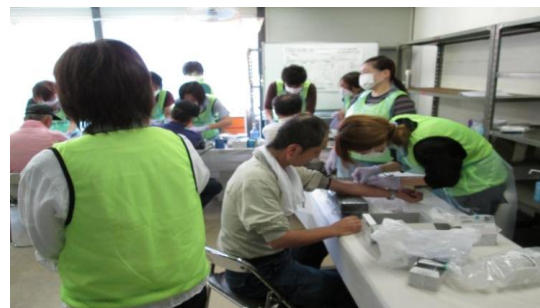
④ 就労支援

当機構のお仕事支援部と連携しながら、一般就労や自立支援センターを活用し、一定の見守りが必要な人は「地域密着型就労自立支援」で作業効率や集団行動を円滑におこなえるか様子をみながら就労へ繋げていきます。また 55 歳以上の日雇い労働者の方には、高齢者特別清掃事業の登録と就労勧奨をしています。

⑤ 健康相談、依存症、債務問題の解決

シェルター相談や大阪府済生会と協力して健康診断を実施し、継続的な治療や療養が必要な方を相談支援に繋げています。その他、薬物、ギャンブル、アルコール等の依存症や後遺症の問題を抱えている方は、治療の意思確認をして専門医療機関で入院や通院治療と服薬の見守りをおこないます。また依存症リハビリ施設の入所勧奨や自助組織と連携して依存症からの回復を目指します。債務問題などの不安を抱えている場合は問題解決を積極的におこないます。

現在、相談支援事業部は北事務所、南事務所に設置されており、主に北事務所では高齢者、南事務所では若年者の相談支援をおこなっています。今後は、事務所を統合し、情報共有、データー管理の統一とチームワークの強化を図り、より円滑な支援ができる体制を整えていきたいと考えています。(細谷憲一朗)



2013年度 自転車リサイクル部門事業報告

自転車リサイクル部門実績

- ・リサイクル自転車納車台数 214 台（小学校レンタル用自転車除く）
- ・自転車解体台数 1140 台
- ・自転車修理台数 356 台（区役所・消防署・一般企業等の自転車）
- ・すみ・すみふえすた参加（住吉公園）
- ・大阪市立小学校 10 校に交通安全教育用自転車延べ 103 台レンタル

リサイクル部門作業内容

大阪市関係の大学・区役所・病院・図書館・スポーツセンター他、府立高校、公園、一般企業、マンション管理組合等より頂いた廃棄処分予定の自転車を引き取り、点検、全分解、磨き、塗装、部品交換、組付け、調整、点検までの作業を行い、安全で綺麗な自転車にリサイクルするため、作業員 1 人 1 人が納得するまで整備しています。

また、納車自転車の不具合や修理依頼等、利用者からの貴重な情報をリサイクル部門の財産とし、日々品質および技術の向上に努めています。

製品としてのリサイクルができない自転車は解体し、鉄へのリサイクルを行っています。

廃タイヤ等は産業廃棄物処理業者に依頼し、適正に処分しています。

また、一部の自転車を東大阪市の福祉作業所へ譲渡し、解体作業に役立ててもらっています。

また、地域密着型就労自立支援事業自転車リサイクルコースや、ひと花プロジェクト職場体験の参加者に対する、技術指導も行っています。

2014年度に向けての課題

地域密着型就労自立支援事業や、ひと花プロジェクト職場体験の技術指導等をもっときめ細かくしつつも、リサイクル自転車の品質の向上をはかり、1 台でも多くの自転車を納車できるようにしていかなければならない。

（楮本吉章）



リサイクルプラザ（社会科見学）



すみ・すみふえすた

2013年度 内職センター概要報告

1. 内職センター従事者 2013年4月1日～2014年3月31日

	前年対比
実人数 14 名	+1 名
新規受け入れ人数 9 名（女性 1 名）	+2 名
稼働日 268 日	-31 日
延べ作業人数 1355 名	-148 名
作業収入 3,052,551 円	-411,294 円
1 日当たり 1 人平均工賃 2,252 円	-51 円

2. 作業内容

- * 自動車パンク修理部材用品の加工、箱詰め。
- * カーテン、反物、引っ越し用の紙製品の加工、テープ貼り。
- * 布団袋用バンド付け加工

3. 昨年度と今年度の違い

新規受け入れの年齢が昨年は 20 代～50 代と幅がありましたが、今年度は 9 名の内 6 名が 40 代の方だったという事です。

それと 30 代以下の方が一人もいなかったことです。この状況は 40 代になると就職がより困難になっている社会ではないかとも考えられます。確かに何らかの疾患あり、生活のリズムを取り戻し社会への復帰との思いで作業されている方がほとんどですが、就職活動をされながらの方もいらっしゃいますので世間の厳しさも感じる思いです。

4. 今後について

出来るだけ幅広いの受け入れ態勢を取り各部門より多くの方が必要とされる内職センターにならなければいけないと考えています。

そして受け入れた方々の支援を各部門の相談委員の方とも十分に話し合い作業の方を把握し、起こりうる問題に備え、作業の方々に安心してもらえる支援をする事を心がけ内職センターでの時間が少しでも作業の方へのプラスと成り、次へと繋がっていける様に心掛けて行きたいと思っています。

（杉本修）

2013年度 就労準備支援モデル事業報告

昨年12月13日に「生活困窮者自立支援法」が公布されました。「特定秘密保護法」と「生活保護法」改正の話題にまぎれてしまい、いまだ認知も広がっているとは言いがたいのが現状ですが、平成27年4月1日の施行に向け、生活保護に至る前の段階での自立支援の強化を図る新たな支援制度の仕組みづくりが進められています。

新制度の円滑な実施に向けて、平成25年度および26年度は福祉事務所設置自治体において国庫補助によるモデル事業が実施されており、大阪市では西淀川・東淀川・西成の3区で自立相談支援モデル事業と就労準備支援モデル事業の2事業を実施しています。

公募により西成区では自立相談支援モデル事業を区社協、就労準備支援モデル事業を釜ヶ崎支援機構がそれぞれ受託し、本年1月より事業に取り組んでおります。

新制度における「生活困窮者」とは経済的な困窮のみならず、複合的な課題を抱えて社会的孤立状況にある人も視野に入れており、谷間のない包括的な相談支援体制の構築が必要とされています。

しかしながら、折からの政権交代もあって本法案をめぐる紆余曲折の議論があり、その実効性が危ぶまれています。

とりわけ西成区においては、いわゆる愛隣地区を抱えるなかで、すでにさまざまな支援団体が献身的な活動を続けており、新制度における対象者をモデル事業においてどのようにキャッチアップするのか模索が続いています。

当機構では内外のネットワークや既存の事業と協力するなかで、なんとか形にしていこうと奮闘しているところです。

ひるがえって考えるに、今回の新制度の問題点や課題を整理し、解決を図っていくことは、そのまま新制度の理念を推進することと表裏とも言えます。

厚生労働省生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会委員である岩間伸之教授（大阪市立大学大学院）によれば、新法が内包する理念を実現するために具体化すべき機能は

1. 社会的孤立を含む生活困窮者への支援
2. 予防的機能の推進
3. アウトリーチ機能の推進
4. 伴走型支援機能の推進
5. 「出口戦略」としての社会資源の創出
6. 地域における多層のネットワークによる協働的支援の展開

の6つに整理できるとされ、いずれも従来の施策を補完するものとして効果が期待されるところなのは間違いありません。

既存の施策とのすみわけを図りながら、新制度を使える制度にしていくためには、このような理念の理解をはじめとした官民の協働による粘り強い取り組みが必要だと感じています。（杉本稔）

2013年度西成区単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業報告

2013年7月1日より開始された本事業は居場所づくりをはじめ、社会参加プログラムを通し、人とつながり、表現の機会を持ち、地域の活性化の一役を担うことなどによって単身高齢生活保護受給者の孤立から本来の趣旨から外れた支出を防

ぎ、誇りと生きがいを取り戻すよう取り組んでいる。また金銭や服薬において自己管理が難しい利用者に対しては金銭服薬管理プログラムとして支援も行っている。

登録および利用状況: 2013年7月1日から2014年3月31日まで西成区保健福祉センターからの紹介者数は166名(男性155名・11名)、うち登録者数は社会参加プログラム111名(男性105名・女性6名)、金銭服薬管理プログラム4名(男性4名)、プログラム利用終了者は男性5名であった。また開所日数は255日で居場所利用等で来所者数はのべ3637人であった。



NPOまちづくり今宮に協力したイマナリエ設営作業のようす

＝ひと花センター利用者の心得＝
 <モットー>

- 大人だから話し合う。
- 人の話はまず聞く。
- 自分のものさしで人のことを決めつけたり
- 人の良いところを見ようしよう。
- 自分が言われていやなことは人に言わない。
- 自分がされていやなことは人にしない。
- 感情的に大きな声を出さない。
- みんなが不愉快になるようなことはしない。
- 疑問に思うことや傷つくことがあったら
 ちょっと時間を置いてから相手に聞いてみる
- 思っていることを貯めすぎない
- みんな、なかよく!!

利用者が自主的に決めた心得

社会参加プログラム： 外出するきっかけとしての居場所利用により仲間とのつながりを深めるにとどまらず、ひと花プロジェクトでは様々な社会参加プログラムを行ってきた。表現プログラムでは芸術活動、座談会、体を使った表現など、また農作業では体を動かして作物を育て収穫し、地域活動では公園の草刈りといった街の美化活動のみならず地域イベントの準備や参加すること、就業体験では自転車リサイクルや喫茶・バザー店舗にて接客などを通じて、自信と生きがいを取り戻し

てもらおうとともにレクリエーション活動も行ってきた。

事業の理解を深めてもらうために： ホームページ作成や機関誌の発行、毎月の地域開放日、3月にはシンポジウムを開催し、多くの人との交流と情報の発信も行ってきた。

事業を通して見られる変化： ひと花プロジェクトが多くの人に知られるにつれて街のイベントの参加やお手伝い、清掃活動といった地域の要望が寄せられるようになった。一方、利用者も社会の一役を担いたいという要望が高く、参加者も多い。当初は浪費や飲酒量が減った、体の調子がよいといった言葉が利用者から聞かれた。最近では話し合いの場を設け、利用者間の問題に取り組んだり、自ら何かを行いたいといった提案を行うようになってきている。

課題： 利用が途切れた登録者も少なくなく、機関紙送付など行って働きかけることを行っている。また女性にも利用しやすいような工夫やひきこもり、つながりが無い等、本当に必要とする人への周知の方法、運営に適した建物構造の必要性などが課題となっている。（廣谷賢）



西成区からの依頼で広大な土地にひまわり迷路を作っています。（2014年6月）

支援物資・寄付・就労機会提供のおねがい

ホームレス状態にある方の就労機会の拡大、居住、生活の安定のため、みなさまのお力をお寄せください。

○就労の機会づくりのための事業、居場所づくりのための事業、炊き出しなどへの援助、寄付、物資の提供

○ホームレス状態からの脱出を当事者と共に取り組む相談支援における緊急の宿泊、食事等の提供、債務整理や住民票等手続き費用、滞納家賃の緊急補てんへの寄付。

○ホームレス状態にある方への必需品の提供

衣服、下着、靴、毛布、布団、かばん、寝袋、保存食、タオル、カイロ、カミソリ、歯ブラシなど。

○常用就職をめざす方への就労先の紹介。臨時の仕事の提供。

○就職活動に使用できるスーツ、ワイシャツ、革靴、かばんなどの寄付。

お問い合わせは、下記までお寄せください。

釜ヶ崎支援機構南分室 お仕事支援部 06(6645)0246 まで。

支援物資の送り先

〒557-0004 大阪府大阪市西成区萩之茶屋 3-6-12 釜ヶ崎支援機構南分室

寄付金の振込みは、下記の口座にお願いいたします。

会費・寄付の振込口座:

郵便振替:00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

相談支援への寄付振込口座:

三菱東京UFJ銀行萩之茶屋支店(普) 1114951 釜ヶ崎支援機構

会報49号 2014年6月16日

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4

電話 06(6630)6060 FAX06(6630)9777 E-mail:npokama@npokama.org

釜ヶ崎支援機構(南分室) 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 3-6-12

お仕事支援部 電話 06(6645)0246 FAX06(6645)0369

若年者・広域担当 電話 06(6645)0388

リサイクルプラザ 電話 06(6630)6577 FAX06(6630)6578

日雇労働者就労支援センター(禁酒の館) 電話/FAX 06(6718)6898

ひと花センター 電話 06(6649)7890